

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月27日
【事業年度】	第19期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社サイバー・バズ
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町12番10号 渋谷インフォスアネックス4階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 岩田 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町12番10号 渋谷インフォスアネックス4階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 岩田 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	2,996,588	3,172,330	4,268,412	5,757,306	7,462,203
経常利益又は経常損失 () (千円)	204,472	4,836	171,635	412,045	1,712,067
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	168,307	73,887	85,716	205,448	1,954,414
包括利益 (千円)	168,307	73,822	86,968	206,317	1,952,124
純資産額 (千円)	1,996,805	1,822,953	1,993,279	2,258,471	352,470
総資産額 (千円)	2,375,810	2,219,136	2,617,776	5,101,192	2,782,507
1株当たり純資産額 (円)	527.84	473.87	491.86	538.76	50.18
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	45.72	19.54	22.16	52.06	488.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	41.71	-	21.44	51.09	-
自己資本比率 (%)	84.05	80.82	73.35	41.97	7.26
自己資本利益率 (%)	9.01	-	4.62	10.12	-
株価収益率 (倍)	77.87	-	55.69	35.59	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	142,126	73,169	225,903	70,504	933,675
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	102,495	118,725	156,913	470,533	652,226
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	90,038	130,616	68,752	452,750	748,908
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,638,701	1,316,190	1,453,932	1,365,645	528,651
従業員数 (人)	126	155	168	186	205
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(18)	(16)	(10)	(21)

- (注) 1. 第16期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第16期及び第19期の自己資本利益率及び株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第16期の親会社株主に帰属する当期純損失は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上等によるものであります。
第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年 9月	2021年 9月	2022年 9月	2023年 9月	2024年 9月
売上高 (千円)	2,823,150	3,155,032	4,093,241	5,349,156	7,043,351
経常利益又は経常損失 () (千円)	183,212	30,470	186,071	430,368	1,775,401
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	360,114	46,765	32,197	216,669	1,978,601
資本金 (千円)	457,021	463,021	470,746	478,121	484,621
発行済株式総数 (株)	3,783,100	3,843,100	3,917,100	3,987,600	4,037,100
純資産額 (千円)	1,996,805	1,850,074	1,966,881	2,243,295	313,107
総資産額 (千円)	2,375,810	2,235,780	2,568,563	4,926,253	2,770,569
1株当たり純資産額 (円)	527.84	481.04	485.10	564.47	40.39
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	97.82	12.37	8.32	54.91	494.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	89.24	-	8.05	53.88	-
自己資本比率 (%)	84.05	81.43	73.72	43.16	5.87
自己資本利益率 (%)	20.33	-	1.73	10.78	-
株価収益率 (倍)	36.39	-	148.32	33.75	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	126	118	128	145	154
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(18)	(12)	(8)	(10)
株主総利回り (%)	81.1	36.6	28.1	42.2	24.5
(比較指標：東証グロース指数) (%)	(140.0)	(128.7)	(100.9)	(107.1)	(94.9)
最高株価 (円)	8,760	3,840	1,948	1,953	3,355
最低株価 (円)	2,752	1,486	824	1,150	1,000

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 第16期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第16期及び第19期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
3. 最高・最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しており、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
4. 第16期の当期純損失は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上等によるものであります。第17期は、関係会社貸倒引当金繰入、関係会社株式評価損及び抱合せ株式消滅差損を特別損失に計上しております。第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、第15期及び第16期は「東証マザーズ指数」、第17期より「東証グロース市場指数」を使用しております。

2【沿革】

当社は、株式会社サイバーエージェントの100%子会社として、ソーシャルメディアマーケティング事業を展開するため、2006年4月に東京都渋谷区において設立されました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年4月	東京都渋谷区道玄坂に株式会社サイバー・バズ設立（資本金15,000千円）
2006年6月	人気ブロガーが企業商品を紹介するサービス「CyberBuzz」を開始
2010年7月	ブログサービス以外のソーシャルメディア会員募集に伴い、「CyberBuzz」から「Ripre」へサービス名変更
2010年11月	Ameba会員のためのモニターサービス「アメモニ」を株式会社サイバーエージェントと開始
2012年11月	ソーシャルメディアキャンペーンサービス「ポチカム」を開始
2013年2月	株式会社サイバーエージェントより「アメモニ」の事業譲受、サービス名を「モニコレ」に変更
2013年8月	ヘルスケアメディア「Doctors Me」を開始
2014年4月	本社を東京都渋谷区桜丘町へ移転
2014年4月	「モニコレ」を「ポチカム」へサービス統合
2015年10月	Instagramのインフルエンサーによるマーケティング施策（現：NINARY）を開始
2016年11月	Instagram広告戦略子会社 株式会社glamfirstを100%子会社として設立
2017年8月	Instagramのインフルエンサーマーケティング施策を「NINARY」としてサービス化
2017年8月	SNSアカウント運用サービスを開始
2017年10月	「Doctors Me」を会社分割により事業譲渡
2017年12月	人気インフルエンサーが商品を紹介するメディア「to buy（トゥーバイ）」を開始
2018年1月	東京大学大学院情報理工学系研究科の山崎俊彦准教授と人工知能の研究において産学連携を開始
2018年4月	株式会社サイバーエージェントがユナイテッド株式会社及び株式会社DGインキュベーションに当社株式を譲渡したため、同社の連結子会社でなくなり、持分法適用会社となる
2018年12月	株式会社サイバーエージェントが株式会社デジタルガレージ等に当社株式を譲渡したため、同社の持分法適用会社でなくなる
2018年12月	株式会社デジタルガレージが、株式会社サイバーエージェント等が保有する当社株式の25.2%を取得したことにより、同社の持分法適用会社となる
2019年3月	地方拠点「宮崎オフィス」を設立
2019年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年3月	本社を渋谷インフォスタワー7階から18階へ移転
2020年8月	株式会社glamfirstを吸収合併
2020年8月	インフルエンサーマーケティングサービス「Ripre」、「ポチカム」のサービス統合を実施し、サービス名を「Ripre」に統一
2020年10月	宮崎オフィスを母体として株式会社ソーシャルベースを設立
2021年2月	SNS運用管理ツール「Owgi」の提供を開始
2021年3月	HR領域の新規事業を手掛ける戦略子会社として株式会社BuzzJobを設立
2021年11月	スタイル・アーキテクト株式会社を完全子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズからグロース市場に移行
2022年10月	株式会社WithLIVEを完全子会社化
2023年7月	企業とUGCクリエイターのマッチングプラットフォーム「DETEKURU」の提供開始
2023年8月	スタイル・アーキテクト株式会社の全株式を譲渡
2024年1月	インフルエンサーから企業へ直接オファーが届くマッチングプラットフォーム「pickka」の提供開始
2024年1月	SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービス「Be One Agent」の提供開始
2024年3月	本社を住友不動産渋谷インフォスアネックス4階へ移転
2024年4月	株式会社ソーシャルベースにてSNSに特化した「広告審査エージェント」の提供開始

3【事業の内容】

当社グループは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」のミッションのもと、Instagram、X（旧Twitter）、LINE、TikTok、YouTube等のソーシャルメディアを通じた企業の広告・マーケティング活動を支援するSMM事業（注1）を主たる業務とし、当社および子会社3社（株式会社ソーシャルベース、株式会社BuzzJob、株式会社WithLIVE）により構成されております。

また、当社のその他の関係会社である株式会社デジタルガレージは、クレジットカード決済をはじめ、QRコード決済、コンビニ決済などのあらゆる電子決済手段の提供を行う総合決済プラットフォームを展開する決済事業及びインターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティングによる集客強化や、決済プラットフォームに蓄積される膨大な情報を活用した新たなデータマーケティングの開発などを行うマーケティング事業を行う「プラットフォームソリューション」、各産業のDX化及びキャッシュレス化を目的としたSaaS型プロダクト、暗号資産をはじめとしたフィンテック及び金融関連事業、並びに次世代メディア開発等の中長期的かつ継続的な事業利益創出を目的とした新規事業等を行う「ロングタームインキュベーション」、スタートアップ企業等への投資・育成を中心とした事業戦略支援型の投資インキュベーション事業を行う「グローバル投資インキュベーション」を展開しております。当社は、同社の「プラットフォームソリューション」に属しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費の停滞や円安による原材料価格の高止まりなどコスト負担の増加が下押し要因となり、景気はやや後退傾向にあります。また、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高騰や世界的な高インフレの余波、地政学的緊張などの下振れリスクが残存しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行う2023年の国内インターネット広告市場は、進展する社会のデジタル化を背景に、前年比7.8%増の3兆3,330億円（注2）と推計され、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は45.5%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円（注3）まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR事業（注4）」を展開してまいりました。

また、当社グループは、インフルエンサーを活用した広告商品の販売の他に、クライアント企業のソーシャルメディアのアカウントの運用支援やソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の販売も行っており、クライアント企業が広告を打ちたい商品の性質や広告宣伝の目的等に応じ、自社サービス・他社広告商品を組み合わせつつ最適な広告商品を提供する体制を整えております。

当社グループの主力事業であるSMM事業におけるサービスは、以下のとおりとなっております。

また、子会社である株式会社BuzzJobにてSNSマーケティング人材の転職支援等を提供する「HR事業」を展開しており、子会社である株式会社WithLIVEにて有名アーティスト・タレント等とオンラインで1対1の対話ができるサービス等を提供するライブ配信プラットフォーム事業を展開しております。

（注1）SMM事業：ソーシャルメディアマーケティング事業

（注2）出典：株式会社電通「2023年 日本の広告費」

（注3）出典：サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

（注4）HR事業：ヒューマンリソース事業

(1) NINARY

ソーシャルメディアにおいて、影響力の強いインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業の要望に基づき当社が選定したNINARY会員が、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。NINARY会員は全世代網羅的に構成されており、クライアント企業の要望に合わせて様々な世代をマーケティングのターゲットとすることができます。NINARY会員は、Ripre会員と比較して、フォロワー数や知名度の点で当社のインフルエンサー会員の中で強い影響力を持っており、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしております。また、会員の獲得については、当社からのスカウトによる募集が9割、会員登録希望者による応募が1割であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(2) Ripre

主にブログ、X(旧Twitter)、Instagram等のソーシャルメディアにおいて、影響力の高いSNSユーザーだけでなく一般SNSユーザー等による広告・マーケティングを行うサービスであり、影響力の高いSNSユーザーからなる承認制のプレミアム会員と、一般SNSユーザーからなる登録制のスタンダード会員の2ランクで管理しております。会員ランク別にクライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。

プレミアム会員は、会員審査基準を通過した30代から40代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。また、ソーシャルメディアのユーザーの中でも読者やフォロワーを多く抱えており、スタンダード会員と比較すると強い影響力を持ちます。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

スタンダード会員は、会員審査基準はなく、原則としてソーシャルメディアを利用していれば誰でも会員登録可能です。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募であり、当社の登録を経て活動を行って頂いております。

(3) SNSアカウント運用

クライアント企業が公式に運用するInstagram、X(旧Twitter)、LINE、TikTok等のソーシャルメディアのアカウントの運用支援を行っております。原則半年間以上の契約にて、サービス内容に応じた月額課金モデルを採用しており、インフルエンサーやカメラマンが撮影した写真等のコンテンツを、クライアント企業のアカウント上で当社が投稿を代行するサービスを展開しております。

(4) インターネット広告販売

当社は、自社で運営するサービスの販売の他に、クライアント企業からの要請等により、YouTube、Instagram、Facebook、X(旧Twitter)、LINE、TikTok等のソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の販売を行っております。

(5) DETEKURU

当社は、企業とUGC(ユーザー生成コンテンツ)に特化したクリエイターとをつなげるマッチングサービスであるDETEKURUを提供しております。当該サービスにおいては、企業がニーズに合わせて直接UGCクリエイターに対して動画制作、写真撮影、デザイン等の制作委託をすることができるため、より充実したSNSマーケティングを支援することが可能となります。

(6) pickka

インフルエンサーから企業へ直接オファーが届くマッチングプラットフォームサービスである「pickka(ピッカ)」を提供しております。当該サービスにおいて、登録しているインフルエンサーは、好きな商品や得意なアイテムを選び、企業に直接申請することが可能で、マッチングしたら企業と直接会話をしPR投稿としてブランドの魅力を表現できます。企業側は自社の商品・ブランドに関心のあるインフルエンサーを見つけることができ、熱量の高いPR投稿を期待することができます。

(7) Be One Agent

当社は、SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービスである「Be One Agent」も始動しております。当該サービスにおいては、当社がこれまで培ってきたSNSマーケティングの知見やクライアントネットワークを活用し、タレント・クリエイターに対して新たな価値提供が可能になるとともに、クライアント企業にはより効果的なプロモーション等の提供が可能となります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ソーシャルベース	宮崎県宮崎市	20,000	SMM事業	100.0	当社が広告取引に関する業務の一部を委託
株式会社BuzzJob	東京都渋谷区	25,000	その他の事業(HR事業)	100.0	当社が資金の貸付をしている。
株式会社WithLIVE(注2)	東京都渋谷区	23,661	その他の事業(ライブ配信プラットフォーム事業)	100.0	当社が資金の借入をしている。
(その他の関係会社) 株式会社デジタルガレージ(注3)	東京都渋谷区	7,871,730	プラットフォームソリューション ロングタームインキュベーション グローバル投資インキュベーション	被所有 19.1	役員の兼任1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定完全子会社に該当しております。
3. 有価証券報告書を提出している会社であります。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
SMM事業	161	(6)
その他事業	7	(9)
全社(共通)	37	(6)
合計	205	(21)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイトは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び育児休業等の休職者の人員数を記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ19名増加したのは、SMM事業を中心とする事業の拡大に伴う新卒採用並びに中途採用によるものであります。

(2)提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
154 (10)	29.4	3.4	5,976

セグメントの名称	従業員数(人)	
SMM事業	117	(4)
全社(共通)	37	(6)
合計	154	(10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、パート及びアルバイトは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び育児休業等の休職者の人員数を記載しております。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ9名増加したのは、SMM事業を中心とする事業の拡大に伴う新卒採用並びに中途採用によるものであります。

(3)労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というミッションのもとSMM事業を中心に事業展開を行っております。時代の流れを見極め、成長市場に合わせた事業展開を行い、消費者へ新しい「発見」や「体験」などの価値を生み出し続けていくことが当社グループの使命であると考えております。

また、当該領域において得た収益を、HR事業やライブ配信プラットフォーム事業等、ソーシャルメディアを用いた事業拡大が期待できる新規領域に積極的に投資し、収益化を実現していくことで、当社グループの大幅な売上・利益成長及び企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営上目標とする客観的な指標

当社グループの重視する経営指標は、売上高、広告粗利の2指標であります。インフルエンサーを活用したマーケティング手法を中心に、ソーシャルメディア広告全般において、クライアントの幅広いニーズに対応するソリューションを提供することで、売上高及び広告粗利の最大化を図ってまいります。

(3) 経営戦略

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるためには、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の事項へ対応していき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消及び従来以上の持続的な事業成長を実現することが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため当社グループは、内部管理体制の強化を最重要課題として対応するとともに、自社サービスの強化・向上や、優秀な人材の採用、教育を通じた組織体制の整備を行い、インフルエンサーを活用した広告施策におけるシェア拡大とクライアントのニーズに対応できる新たなマーケティング手法の開発、ソーシャルメディアマーケティングの知見を活かした新たな事業開発等により、事業拡大を図る方針です。

(4) 経営環境

当社グループが事業展開を行う国内インターネット広告市場は、社会のデジタル化が進むにつれ引き続き拡大をしており、株式会社電通の「2023年 日本の広告費」によれば2023年の同市場は前年比7.8%増の3兆3,330億円と推計され、継続的に高い成長率を維持しております。また、当社及び株式会社デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」によれば2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年は2兆1,313億円まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM事業」、「HR事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」を展開してまいりました。

前年に引き続き、個人消費や設備投資を中心に経済活動の活発化が進んでおり、当社グループが提供するソーシャルメディアマーケティングに対する需要は今後も高まっていくと考えております。

また、テレビ番組などで活動していた芸能人が、世代を超えてソーシャルメディアで活動を開始するといったように、様々な分野の著名人がインフルエンサーとして活動することが定着しており、ソーシャルメディアが人々の消費行動に与える影響はますます高まっております。企業のマーケティング活動におけるインフルエンサーの活用は、業種や企業規模の大小を問わず、ますます一般的な施策として定着しつつあります。

したがって、当社グループの提供するサービスに対する需要は、今後も堅調に推移するものと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、当連結会計年度において、取引先に対する売掛金の入金遅延に伴い、貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上いたしました。本件及びその後の一連の事象により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が生じていると認識しております。このような環境下において、当社グループは、当該状況の解消のみならず、従来以上の持続的な事業成長の実現に併進すべく、下記を重要な課題として取り組んでおります。

内部管理体制の強化

当社グループは、当連結会計年度において、売掛債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202百万円を計上いたしました(以下「本件事象」といいます。)。本件事象の直接の原因としては、権限の所在の不明確さ並びにリスク分析及びモニタリングの不十分さを背景とする、不正確な与信リスクの判定及び役員会への不正確な情報提供が挙げられると考えております。

上記の原因分析を踏まえ、再発防止に関する取り組みとして、職務権限規程の見直しを行うことで職務権限を明確にし、また、「重要な契約書」の該当性に関する具体的な基準等に係る明確化を行い、個人の主観に依存しない判断ができるように変更するとともに、取締役会及び役員会への上程事項を明確にし、重要性の高い取引の実

行に際しては弁護士等の専門家の審査を踏まえたリスク判断を行い、モニタリングを徹底する等、リスク判断やモニタリング方法の見直しを実施し、職務権限規程等の社内規程に従った運用の徹底並びに取締役会及び役員会への適切な情報伝達、モニタリングの実施等を進めております。

当社グループといたしましては、再発防止策を真摯に実行するとともに、引き続きリスク管理等のための内部管理体制の強化を重要な課題と位置づけ、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

自社サービスの強化

付加価値の提供及び競争力の向上

当社は、「SMM事業」において、「NINARY」「Ripre」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力してきました。

今後も、自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化し、当社にしか提供できない価値をクライアント企業に提供することで、当社の競争力を一層高めることができると考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの販売と比較して、利益率が高く、収益構造の改善に繋がります。

販路拡大

自社サービスの強化策の一環として、クライアントに直接販売する販売ルートの強化を図るとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、食品業界、コンテンツ配信業界など複数の新たな業界へのアプローチを強化することで、より広範なクライアントと取引を行えるよう、販売ルートを拡大しており、今後も引き続き販路拡大を図ってまいります。

新サービス・新規事業の拡充

当社グループの継続的な成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新規事業やサービスを展開していくことが必要と考えます。

SMM事業

新たなサービスとしてインフルエンサーから企業へ直接オファーが届く「pickka」、SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービスである「Be One Agent」、SNSに特化した広告審査サービスである「広告審査エージェント」（運営元：株式会社ソーシャルベース）をローンチしました。また、AI薬機法チェックツールである「Riskmill（リスクミル）」の正式導入及び認定セールspartnerとしての取組みも開始いたしました。

今後も、サービスの提供先を企業だけでなくインフルエンサーやクリエイターなどにも広げ、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販売促進・購買支援、コンテンツ・商品開発などが新たな収益が見込めるサービス展開を進めてまいります。

その他の事業

HR事業については、株式会社BuzzJobにおいて人材紹介事業を行っております。ソーシャルメディアマーケティングの知見を活かし、企業規模を問わず、求人企業の求めるマーケティング人材を中心に国内の人材ニーズにお応えしております。

ライブ配信プラットフォーム事業については、株式会社WithLIVEにおいて、アーティストやタレントと1on1でオンライントークやオンラインイベントが行えるサービスに加え、レコード会社やタレントプロダクションの販売促進施策として利用いただけるソリューションを提供しており、利用企業・アーティスト数ともに順調に増加しております。今後はイベント用グッズやギフト等の事前EC販売等、サイトを通じたコンテンツ配信による収益だけでなく、多角的に収益を獲得し、収益機会を増大させることなども計画しております。

新サービス等の開発・人材面の強化

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、ソーシャルメディアマーケティングにおいても、新たなサービスの導入、他社による新規参入等が発現しております。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業拡大を図るため、新規広告商品やサービスの開発に積極的な投資を行っております。当該開発に際しては、優秀なエンジニア人材の確保が必須であり、その採用・育成強化に努めてまいりました。こうした開発体制・人材面の強化は、今後の事業成長においても、継続して取り組むべき重要な課題であると認識しており、より一層迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も持続的な成長を続けていくために、自社サービスの知名度向上等を通じて、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの当社グループの認知度向上が必要不可欠と考えております。今後も費用対効果の最大化を意識した積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

組織体制の整備

当社グループは、更なる事業成長を図る為に、成長フェーズに応じた会社全体の組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが必要不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るのみならず、組織づくりの専門部署を立ち上げ、人材の早期育成に注力し、社内研修制度、ノウハウ共有の仕組みの確立を行ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、インフルエンサー等の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考え、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱いの専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。その他、定期的な社内研修の実施やセキュリティの整備を行っております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

広告審査体制の整備

当社グループのSMM事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものとなります。このため、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社グループでは顧問弁護士への確認等を経た厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。また、2024年10月1日の景品表示法の改正に関しても、既に規制内容の検討、社内ルールの再整備、社内外への勉強会の実施等を実施しているとおり、法改正等の事象にあたっては、機動的に厳格な社内ルールの周知・徹底をしております。

広告審査体制としては、当社内及びグループ子会社に専門の部署を設けて審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。品質面においては、デジタル広告市場の健全な発展を目指す一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の品質保証を取得しております。また、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）及びWOMマーケティング協議会（WOMJ）に加入しており、ガイドラインを遵守することで健全な事業運営に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、各規制の改正・変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、SMM事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは中長期的な成長と社会のサステナビリティの両立を図る「サステナビリティ経営」を重要視しており、以下の取り組みを行っております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものになります。

(1) サステナビリティに関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、社会情勢の変化や当社グループの事業を取り巻く事業環境の変化に対応しながら、中長期的な企業価値向上のために持続的な成長をしていくことが重要だと考えており、そのためにも、サステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題と認識しております。

主に当社の取締役会及び役員会において、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するガバナンス体制を構築し、議論及び監督を行っております。

また、当社は、サステナビリティ関連の項目の中で特に人的資本を重要視しており、性別や年齢、年次に関わらずあらゆる属性の社員が最大限にパフォーマンスを発揮できる環境の整備に努めております。

今後、より一層サステナビリティを巡る課題に適切に対応していくことが必要であり、引き続き適切な社内体制の整備を行い、経営の重要課題としてグループ全体で取り組んでいかなければならないと認識しております。

(2) 戦略

・人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、サステナビリティ関連の項目の中で、特に人的資本を重要視しております。

男女ともに待遇や業務内容等において区別なく、社員が活躍できる環境の整備を行うことによって社員がその能力を発揮できるようにすることを方針としております。社内の美化、ストレスチェックの実施等、労働安全衛生面の取り組みを強化し、また、社員の能力開発・研鑽のため、定期的な勉強会の実施やナレッジの共有を積極的に行い、教育体制を整備する取り組みを行っております。

また、当社グループの従業員の平均年齢は29.4歳であり、結婚・出産・育児等のライフイベントと仕事におけるキャリア形成・スキルアップ等の両立が課題となる従業員の割合も多くなっております。

そのため、専門性の高い人材・経験豊富な人材の流出は経営上のリスクであり、当該リスクを回避し、優秀な従業員の獲得・育成・定着を図ることが重要であると考え、以下のような様々な仕組み・制度を構築しております（一部抜粋）。

ライフサポート関連	キャリア・スキルアップ関連
<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス勤務とリモートワークを併用する働き方 ・フレックスタイム制度 ・家賃補助制度（一部条件付） ・認可外保育園補助制度 ・時短勤務制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援制度 ・社内公募制度 ・ビジネスプランコンテスト ・チャレンジ管理職制度 ・定期的な個人面談の実施

また、人材育成については、上記に加えて入社年次やレイヤーに応じた研修を行うことで、スキルアップをサポートしています。とくにマネージャー・将来の幹部候補者向けには代表取締役社長自らが講師となって、マネジメントやリーダーシップを育成する研修を実施し、次世代の経営人材の育成を図っております。

(3) リスク管理及び機会

当社グループでは、リスク・コンプライアンス委員会において各種リスク管理の方針等について審議等を行い、管理部門を中心としてリスクの評価及び対応を実施するとともに、案件に応じて、取締役会及び役員会に報告等を行う仕組みを構築しています。

リスク管理の詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した事項の実現のため、次のように目標を策定しており、提出会社における実績は以下となっております。

取組	指標 (提出会社)	目標 (2027年)	実績 (当事業年度)
人材定着	従業員定着率	80%以上	79.4%
女性活躍推進	女性管理職比率	40%以上	38.2%

(注1) 連結グループの主要な事業を営む会社において関連する指標のデータ管理及び具体的な取組が行われているが、連結グループに属する全ての会社では行われておらず連結グループにおける記載が困難であるため、提出会社における指標及び目標、実績を記載しております。

(注2) 従業員定着率：100% - 「離職者数」 ÷ 「起算日に在籍していた社員数」 × 100

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該記載事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について

当社グループは、主にWebメディア及びソーシャルメディアを活用したマーケティング事業を行っております。株式会社電通の「2023年 日本の広告費」によれば、2023年の国内インターネット広告市場は、コネクテッドTVの利用拡大に伴う動画広告需要の高まりや、デジタルプロモーション市場の拡大などが進んだことにより、前年比7.8%増の3兆3,330億円と推計され、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に締める構成比は45.5%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円まで成長すると推計されております。

今後も堅調に推移すると予想しておりますが、世界的な感染症の流行等の外的要因により市場成長が阻害されるような状況が生じた場合、また、広告業界においては、景気変動により広告主の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係

当社グループの事業は、クライアント企業のマーケティングに対しサービスを提供しており、その多様なニーズに応えるため、影響力の強いインフルエンサーや、特定分野に特化したインフルエンサーの確保が必要となります。その為、インフルエンサーに対し、クライアント企業の広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの遵守等の有用な情報を提供することにより、親密かつ広範なネットワークを構築しております。また、良質なインフルエンサーを確保するため、会員審査の基準を定め、健全な会員組織の運営のための体制を整えております。

しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、クライアント企業のニーズに合ったインフルエンサーを当社会員として十分に確保できない場合、インフルエンサーがフォロワー数を水増しする等の事態の発生によりインフルエンサーマーケティングの信頼性が低下した場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社の広告案件以外において炎上する等の当社の管理することができない事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、多くの競合他社が事業展開をしております。そのため、トレンドの変化への対応及び競合他社より有益な価値をクライアント企業に対し提供する必要があるため、当社グループでは、クライアント企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。

しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化するクライアント企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業においては、主に不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。また、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、AIツールの導入や社内外の二重審査を実施するなど、全投稿案件の確認を徹底しており、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制を構築しておりますが、当該投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティング（ ）と見做された場合には、法令違反による行政処分等を受けるリスクに加えて、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれずに宣伝行為をすること。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について

当社グループの広告商品は、Instagram、Facebook、X、TikTok、LINE等の主要SNSプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となります。そのため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーの会員組織化等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当該プラットフォーム規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラットフォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危殆化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、SMM事業、HR事業及びライブ配信プラットフォーム事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、知的財産権の社内管理体制を強化しており、主要サービスについては、商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟等の発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害・パンデミック等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃、ウイルス・伝染病等の集団感染（パンデミック）といった事象が発生した場合、正常な事業活動が困難になるおそれがあります。当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、サービスによって、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。また、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について

当社グループの経営は専門的な知識、技術、経験を持つ、代表取締役を含む役員及び幹部社員が経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。その為これら役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の獲得及び育成

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。その為にも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針であります。必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。

当連結会計年度においては、「(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」において記載のとおり、当社グループは多額の貸倒引当金繰入額を計上しており、当該事象が発生した背景として内部管理体制についても改善点が見つかっております。

そこで、「(5) 内部管理体制の強化」に記載のとおり、現在当社グループは再発防止策を実行しているところではありますが、それでも内部管理体制が改善されない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては成長過程であると認識しており、今後の事業発展及び経営基盤強化を鑑み、内部留保の充実をする優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

その他の関係会社等との関係について

株式会社デジタルガレージは当社発行済株式総数（自己株式を除く）の19.14%を保有するその他の関係会社に該当しております。また、当社の社外取締役である田中将志氏は、株式会社デジタルガレージから招聘しており、当社は株式会社デジタルガレージの持分法適用関連会社であります。

当社グループと株式会社デジタルガレージとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保出来ており、今後も同様の方針です。

当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、株式会社デジタルガレージに対して事前承認を要する事項等はなく、独立性・自律性は保たれていると認識しております。

なお、株式会社デジタルガレージは、事業シナジー効果の実現等を目的に当社へ出資するに至り、当社株式を中長期にわたって保有する意向であると認識しておりますが、将来において、株式会社デジタルガレージにおける当社株式の保有比率に大きな変動があった場合、あるいは株式会社デジタルガレージの事業戦略が変更された場合等には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において、取引先に対する売掛金の入金遅延に伴い、貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上いたしました。本件及びその後の一連の事象により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が生じていると認識しております。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下のとおり対応を進めております。

事業収益の拡大

当社グループは、当連結会計年度において、過去最高の売上高を計上しております。成長率の高いソーシャルメディアマーケティング市場において、現在も業績を伸ばしておりますが、更なる売上成長を図るために、当社グループの強みであるインフルエンサーを活用したマーケティング手法を中心に、新たな事業開発等に取り組むことにより、企業価値を向上させ継続的に成長を続けていくように努めてまいります。

財務基盤の安定

当社グループでは、複数の金融機関から長短期の借入を実施しており、当社グループの現在の財政状態を踏まえた上でも、継続的にご支援いただける可能性は高いものと考えております。

また、さらなる財政状態の改善を企図して、資金調達についても具体的な協議を進めていることから、財務面での安定は達成できるものと考えております。

(4) その他のリスクについて

企業買収及び資本業務提携等のリスクについて

企業買収や資本業務提携等を行う際には、事前に対象企業の財務内容や契約内容等の審査を十分に実施し、各種リスクの低減に努めております。しかしながら、これらの調査実施後の事業環境等の変化により、対象企業の収益性が低下した場合は減損損失が発生する場合があります。対象企業との資本業務提携等を解消することになる場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収及び資本業務提携実施時において、当該リスクが顕在化する可能性の全てを合理的に予測することは困難であると認識しております。そのため、当社グループでは当該リスクに対し、取締役やオブザーバーの派遣や継続的な業績のモニタリングを実施する等、リスクが顕在化する前に対策を講じるように努めております。

新規事業の事業進捗のリスクについて

当社グループでは、引き続き当社の強みを活かした新規事業の立ち上げを実施してまいります。新規事業の立ち上げ時においては事前に事業計画を策定し、計画の評価や事業リスクの分析を実施しております。しかしながら、計画対比の事業進捗の遅延の発生や、事業環境の変化等により、売上および利益に影響を及ぼす可能性があります。また、新規事業に関しては当初の計画以上に人材確保、設備増強等のための追加的な費用が発生する可能性があります。この点でも利益に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業の実行にあたって、当該リスクが顕在化する可能性の全てを合理的に予測することは困難であると認識しております。そのため、当社では当該リスクに対し、役員会や取締役会での定期的な報告等を通じたモニタリングを実施し、リスクが顕在化する前に対策を講じるように努めております。また、新規事業の開始にあたっては事業の縮小・撤退基準を設けることで、全社としての事業リスクのコントロールを実施しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費の停滞や円安による原材料価格の高止まりなどコスト負担の増加が下押し要因となり、景気はやや後退傾向にあります。また、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高騰や世界的な高インフレの余波、地政学的緊張などの下振れリスクが残存しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行う2023年の国内インターネット広告市場は、進展する社会のデジタル化を背景に、前年比7.8%増の3兆3,330億円（注1）と推計され、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は45.5%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円（注2）まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開してまいりました。

なお、当連結会計年度において、売上債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,462百万円（前年同期比29.6%増）、営業損失1,719百万円（前年同期は営業利益391百万円）、経常損失1,712百万円（前年同期は経常利益412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,954百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益205百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、インフルエンサーサービスおよびインターネット広告販売の伸長により増収となり、過去最高売上高を更新いたしました。

以上の結果、SMM事業の売上高は7,022百万円（前年同期比30.1%増）、営業利益は1,494百万円（前年同期比27.5%増）となりました。

b. ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業では連結子会社である株式会社WithLIVEにおいて、有名アーティスト・タレント等とオンラインで1対1の対話ができるサービス等を行っております。

当連結会計年度においては、売上高は350百万円（前年同期比17.1%）、営業利益は27百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。

c. その他

その他では「HR事業」、「新規事業開発」を行っております。

当連結会計年度においては、売上高は89百万円（前年同期比44.9%増）、営業損失は71百万円（前年同期は営業損失0百万円）となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2023年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

財政状態については以下のとおりです。

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,635百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,714百万円減少いたしました。これは主に貸倒引当金が2,202百万円、受取手形及び売掛金が339百万円増加し、現金及び預金が836百万円減少したことによるものであります。固定資産は1,146百万円となり、前連結会計年度末に比べ395百万円増加いたしました。これは主に敷金及び保証金が429百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,782百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,318百万円減少いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,177百万円となり、前連結会計年度末に比べ281百万円減少いたしました。これは主に短期借入金が850百万円増加し、買掛金が1,202百万円減少したことによるものであります。固定負債は252百万円となり、前連結会計年度末に比べ130百万円減少いたしました。これは主に長期借入金が114百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は2,430百万円となり、前連結会計年度末に比べ412百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は352百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,906百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金が1,954百万円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は7.3%（前連結会計年度末は42.0%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ836百万円減少し、当連結会計年度末には528百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は933百万円（前期比1,224.3%増）となりました。これは主に、貸倒引当金による2,202百万円の増加要因、税金等調整前当期純損失1,785百万円、仕入債務の減少1,202百万円による減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は652百万円（前期比38.6%増）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出431百万円、有形固定資産の取得による支出169百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は748百万円（前期比65.4%増）となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,000百万円、短期借入金の純増減額の増加による850百万円、長期借入金の返済による支出1,114百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
SMM事業(千円)	7,022,492	130.1
ライブ配信プラットフォーム事業(千円)	350,299	117.1
その他事業(千円)	89,411	144.9
合計(千円)	7,462,203	129.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社サイバーエージェント	1,199,106	20.8	1,461,228	19.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りに関して、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

また、この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

経営状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

b. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営上目標とする客観的な指標」をご参照ください。当社グループでは売上高及び広告粗利を重視しております。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

c. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、経営者の問題認識、今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保が必要であり、今後も積極的な採用活動を継続して実施する方針です。当社グループの資金需要の一定割合は、人材及び事務所の拡充であり、必要な資金は自己資金及び借入による資金調達により充足することを基本的な方針としつつ、必要に応じて新株発行等のエクイティ・ファイナンスによる資金調達についても検討を行う予定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

(金銭消費貸借契約)

当社は、下記のとおり金銭消費貸借契約を締結しております。

契約締結先	借入実行日	用途	借入期間	借入金額	利率	担保
株式会社WithLIVE	2024年3月14日	運転資金	12か月	150百万円	年1.06%(年365日の日割計算)	特段の定めはありません
株式会社WithLIVE	2024年9月11日	運転資金	12か月	52百万円	年1.06%(年365日の日割計算)	特段の定めはありません

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資（無形固定資産への投資を含む）の総額は176,714千円です。その主なものはオフィス移転に伴う什器備品の取得及びパソコンの取得118,298千円、オフィス移転に伴う建物設備の取得40,845千円、クリエイターと企業のマッチングサービスであるDETEKURUとインフルエンサーと企業のマッチングサービスであるpickkaの新規開発（いずれも商用利用）によるソフトウェアの取得17,571千円を計上したことによるものであります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	SMM事業 新規事業開発 全社（共通）	業務設備	39,254	116,965	15,253	171,472	154 (8)

- (注) 1. 休止中の設備はありません。
2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は111,406千円です。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2024年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
㈱ソーシャルベース	本社 (宮崎県宮崎市)	SMM事業	業務設備	11,420	4,317	15,738	44 (4)

- (注) 1. 休止中の設備はありません。
2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は18,524千円です。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,037,100	4,037,100	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式でありま す。単元株式数は100株 であります。
計	4,037,100	4,037,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第2回新株予約権(2016年9月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年9月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50(注)5.
新株予約権の数(個)	80(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2018年9月30日 至 2026年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在(2024年11月30日)の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員12名となっております。

b. 第3回新株予約権（2018年5月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1（注）6 .
新株予約権の数（個）	358（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,900（注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	820（注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 820 資本組入額 410（注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 組織再編に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権で行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、当会社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、再編対象会社は当該取締役、監査役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権の行使条件

募集新株予約権の行使期間に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。

c. 第4回新株予約権（2020年9月16日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社執行役員 5（注）5 .
新株予約権の数（個）	268（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 26,800（注）1 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,650（注）2 .
新株予約権の行使期間	自 2023年10月15日 至 2030年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,650 資本組入額 1,825
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2024年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、監査役3名、執行役員3名となっております。

d. 第5回新株予約権（2021年5月12日取締役会決議）

決議年月日	2021年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社執行役員 7 当社従業員 11（注）5 .
新株予約権の数（個）	335（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,500（注）1 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,275（注）2 .
新株予約権の行使期間	自 2024年6月17日 至 2031年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,275 資本組入額 1,138
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2024年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、監査役3名、執行役員4名、従業員6名となっております。

e. 第6回新株予約権（2021年12月15日取締役会決議）

決議年月日	2021年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員 1（注）5 .
新株予約権の数（個）	80（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000（注）1 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,069（注）2 .
新株予約権の行使期間	自 2025年1月13日 至 2031年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,069 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。

f. 第7回新株予約権（2022年2月9日取締役会決議）

決議年月日	2022年2月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社執行役員 4 当社従業員 12（注）5 .
新株予約権の数（個）	425（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 42,500（注）1 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,101（注）2 .
新株予約権の行使期間	自 2025年3月17日 至 2032年2月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2024年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、監査役3名、執行役員4名、従業員6名となっております。

g. 第8回新株予約権（2023年5月10日取締役会決議）

決議年月日	2023年5月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社執行役員 3 当社従業員 13（注）5.
新株予約権の数（個）	490（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 49,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,375（注）2.
新株予約権の行使期間	自 2026年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,375 資本組入額 688
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、
上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれが遅い日か
ら、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき
は、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限
度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株
式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承
認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得するこ
とができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、執行役員
又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予
約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを
切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対
象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2024年11月30日）の「付与対象者の区分及び人
数」は、当社取締役5名、執行役員3名、従業員10名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)	361,600	3,783,100	45,411	457,021	45,411	457,021
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)	60,000	3,843,100	6,000	463,021	6,000	463,021
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)	74,000	3,917,100	7,725	470,746	7,725	470,746
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)	70,500	3,987,600	7,375	478,121	7,375	478,121
2023年10月1日～ 2024年9月30日 (注)	49,500	4,037,100	6,500	484,621	6,500	484,621

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	14	10	14	11	1,082	1,132	-
所有株式数 (単元)	-	443	895	17,901	554	23	20,540	40,356	1,500
所有株式数の割 合(%)	-	1.10	2.22	44.36	1.37	0.06	50.90	100.00	-

(注) 自己株式13,505株は「個人その他」に135単元、「単元未満株式の状況」に5株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高村彰典	東京都目黒区	1,205,600	29.96
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5-7	770,000	19.14
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	600,000	14.91
渡邊毅	東京都大田区	200,000	4.97
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	175,000	4.35
株式会社クリア	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	160,000	3.98
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目2-5	84,400	2.10
近田哲昌	神奈川県川崎市宮前区	52,000	1.29
林雅之	徳島県徳島市	45,000	1.12
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	44,300	1.10
計	-	3,336,300	82.92

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は自己株式(13,505株)を控除して計算しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 13,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,022,100	40,221	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	4,037,100	-	-
総株主の議決権	-	40,221	-

(注)「単元未満株式」には、当社所有の自己保有株式が5株含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイバー・バズ	東京都渋谷区桜丘町12番10号	13,500	-	13,500	0.33
計	-	13,500	-	13,500	0.33

(注)上記には、単元未満株式5株は含まれておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	46	91,856
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	13,505	-	13,505	-

3【配当政策】

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

また、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款において定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というミッションに基づき、当社が継続的に成長していくためには、各ステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

また、内部統制管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できるような組織体制の継続的な強化・改善に努めております。

企業統治の体制の概要及びその理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

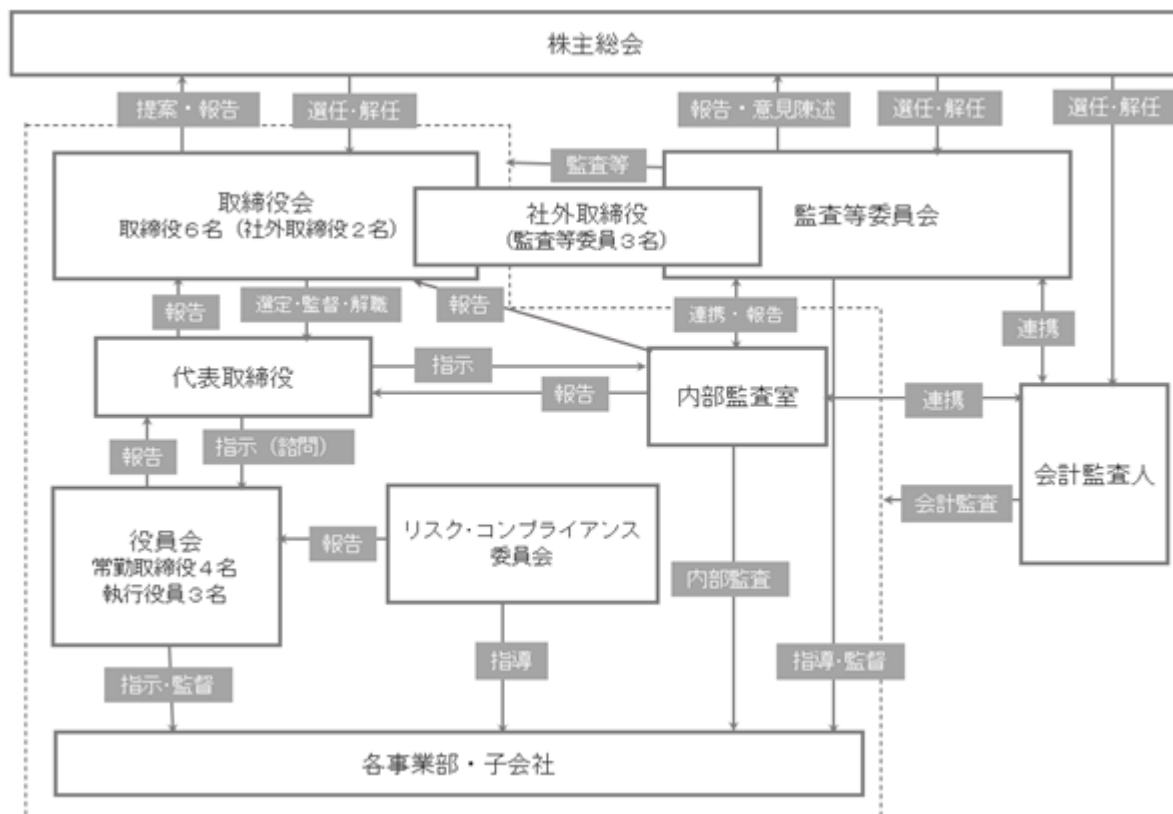
当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

監査等委員会設置会社を選択している理由としては、取締役会において経営の基本方針や業務執行に関する重要事項の決定をすることに加えて、監査等委員である社外取締役が経理・財務・法律知識等の専門的な知見に基づき、中長期的な企業価値向上を図る観点から経営方針等に対する助言、取締役の業務執行の監査・監督、会社と取締役との間の利益相反の監督等を行うことで、コーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

また、当事業年度より代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。内部監査室は、独立した機関として各事業部や子会社に対する内部監査を実施し、その結果について代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告をしております。内部監査の結果発見された改善事項等については、監査等委員会及び会計監査人と連携のうえ、内部監査室において改善状況等のモニタリングも実施しております。

上記のほか、機動的な経営のため、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員にて構成された役員会を設置し、取締役会で定められた事項を除く重要な業務の執行を決定しております。役員会には、必要に応じて監査等委員である社外取締役や内部監査室の担当者が出席し、業務執行や内部統制についての監査をしております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役2名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。また、社外取締役は豊富な経営経験及び幅広い知見を活かして、客観的な立場から職務執行の適正性を監視する機能を担っております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名）により構成されており、原則、毎月1回の監査等委員会を開催し、法令、定款、当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また、取締役会や役員会をはじめ重要な会議に出席し、業務報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査室の報告や関係者の聴取等を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

c. 役員会

当社の役員会は、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び執行役員3名により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週1回定時役員会又は当社社内役員・執行役員・子会社役員による経営会議を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時役員会を開催しております。

また、監査等委員である社外取締役や内部監査室の担当者、必要に応じて指名された従業員が出席し、主に適切なリスク管理や対応策の検討等が行われているかを中心として業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

d. 会計監査人

当社は、和泉監査法人を会計監査人として選任しております。また、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人と適宜各監査結果の共有及び監査結果に関する協議をすることで、適切かつ網羅的な監査を実施しております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減、回避等の危機管理体制を構築するとともに、コンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、内部監査室の担当者及び必要に応じて指名された従業員により構成されており、四半期に1回定時リスク・コンプライアンス委員会を開催するとともに、必要に応じて毎月1回程度臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

当社のリスク・コンプライアンス委員会においては、子会社を含めた当社グループ全体を取り巻くリスク管理を実施しており、リスク毎の緊急性や経営への影響度の大きさ等に応じて迅速かつ適切な対応方針を決定し、対応状況のモニタリングや取締役会等への報告を実施しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。役員のみを表示）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	役員会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役	高村 彰典				
取締役	膽畑 匡志				
取締役	三木 佑太				
取締役	岩田 真一				
社外取締役	蓮見 麻衣子				
社外取締役	田中 将志				
監査等委員である取締役（社外取締役）	都 賢治				
監査等委員である取締役（社外取締役）	吉羽 真一郎				

監査等委員である取締役（社外取締役）	松本 浩介				
--------------------	-------	--	--	--	--

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 管理部門は、コンプライアンス管理規程に従い、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ・ 内部監査室は、内部監査規程に従い、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて管理部門と連携し、その指摘に基づいて各部の業務管理・運用制度を整備するほか、内部通報規程等の社内規程に従い、法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ・ 内部監査室及び監査等委員会は、内部監査規程、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に従い、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
- ・ 当社グループは、反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報取扱規程、文書取扱規程、情報セキュリティ規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・ 管理部門は、コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ・ リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
- ・ 内部監査室は、内部監査規程等の社内規程に従い、組織横断的な状況把握、監視を行い、代表取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告する。
- ・ 危機発生時には、社内取締役は、取締役会に対し損失の危機の内容、発生する損失の程度等当社グループに対する影響について報告を行うほか、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ・ 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、毎週1回定時役員会又は当社社内役員・執行役員・子会社役員による経営会議を開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

e．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- ・ 当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る
- ・ 子会社における重要事項については、職務分掌規程に従って行うほか、子会社担当取締役が当社の役員会及び取締役会への報告を行い、業務の適正を図る。
- ・ 管理部門は、子会社の取締役と協力をし、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催するほか、リスクの早期発見・未然防止に努める。危機発生時には、子会社担当取締役は、当社の取締役会において危険の内容・発生する損失の程度等の報告を行うほか、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- ・ 子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、職務分掌規程に従い、重要事項及びリスク状況に関しては事前に当社の役員会、取締役会等に報告及び議案とすることを義務付ける。

・内部監査室は、子会社の取締役と協力し取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて管理部門と連携し、業務管理・運用制度を整備するほか、法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査等委員会監査基準に従い、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員会の補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司その他の者からの独立性を確保する。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席する。監査等委員会は、当社グループの取締役及び使用人に対し業務執行状況の報告を求め、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- ・監査等委員会は、必要があると認めるときは、当社グループの取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
- ・内部監査室は、当社グループに関する重要な機関決定事項、経営状態のうち重要な事項、著しい損害を及ぼすおそれのある事項等の重要事項を定期的に監査等委員会に報告する。

h. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、監査等委員会監査基準に従い、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ・監査等委員会は、監査等委員会監査基準に従い、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ・監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から業務執行状況の報告を求め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- ・監査等委員は、必要があると認めるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。

k. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部監査室は、内部監査規程に従い、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針や管理方法を明確にすることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令違反や不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることで、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、役員との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定めており、当社と各社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員であります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、累積投票制度は採用しておりません。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行う事ができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を毎月1回開催し、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高村 彰典	12回	11回
膽畑 匡志	12回	12回
三木 佑太	12回	12回
松本 浩介	12回	12回
蓮見 麻衣子	12回	11回
北田 俊輔	10回	10回
磯村 菜穂	12回	12回
都 賢治	12回	12回
吉羽 真一郎	12回	12回

北田俊輔取締役は2023年12月13日開催の定時株主総会で選任されたため、開催回数が10回となっております。

取締役会における具体的な検討内容として、経営方針に関する事項、株式に関する事項、決算および事業報告に関する事項、取締役及び執行役員に関する事項、人事・組織に関する事項、株主総会に関する事項、内部統制システムに関する事項、規程に関する事項、関係会社に関する事項、報酬に関する事項等について、審議し決議いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高村 彰典	1974年4月5日生	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年8月 同社広告事業本部担当執行役員就任 2005年12月 同社取締役就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,205,600
取締役	膽畑 匡志	1977年7月18日生	2001年4月 株式会社サイバーエージェント入社 2006年4月 株式会社シーイー・エイチ代表取締役就任(出向) 2012年7月 株式会社サイバーエージェント人事本部人材開発本部長 2014年9月 株式会社サイバーエージェント社長室長 2018年4月 株式会社シーイー・モバイル(現・株式会社CAM)取締役就任(出向) 2021年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	14,200
取締役	三木 佑太	1987年9月25日生	2010年4月 株式会社サイバーエージェント入社 当社出向 2016年4月 当社執行役員就任 2019年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	6,000
取締役	岩田 真一	1974年12月14日生	1998年4月 株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行 2018年7月 太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社入社 シニアマネージャー 2019年11月 フューチャー株式会社ファイナンシャル&アカウンティンググループ長 2021年11月 AlpacaJapan株式会社CF0就任 2022年4月 データセクション株式会社入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 2022年6月 ソリッドインテリジェンス株式会社取締役就任 2022年6月 株式会社ディーエスエス取締役就任 2022年6月 データセクション株式会社取締役CF0就任 2023年2月 データセクション株式会社代表取締役副社長CF0就任 2024年2月 データセクション株式会社代表取締役社長CEO 兼 CF0就任 2024年6月 データセクション株式会社代表取締役副社長CF0 兼 COO就任 2024年11月 データセクション株式会社取締役副社長CF0 兼 COO就任 2024年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	蓮見 麻衣子	1974年9月9日生	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社(現任) 2018年6月 当社社外取締役就任(現任) 2021年3月 ニューラルポケット株式会社(現:ニューラルグループ株式会社)社外取締役就任(現任) 2021年3月 Zホールディングス株式会社(現:LINEヤフー株式会社)社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

取締役	田中 将志	1975年10月27日生	<p>1998年 4月 日本情報通信株式会社入社 2001年 8月 株式会社デジタルガレージ入社 2006年 7月 株式会社ディー・ジー・アンド・アイベックス取締役就任 2012年 4月 ベリトランス株式会社（現DGフィナンシャルテクノロジー）取締役就任 2012年 9月 株式会社デジタルガレージ取締役 コーポレートストラテジー本部長 兼 ディー・ジー・アンド・アイベックスカンパニー EVP 2016年 7月 株式会社デジタルガレージ取締役 DG Lab管掌 兼 コーポレートストラテジー本部長 兼 総務部長 兼 メディアインキュベーション・セグメント管掌 2016年 9月 株式会社DGTechnologies代表取締役社長就任 2017年 4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 コーポレートストラテジー本部長 2017年 5月 株式会社DGインキュベーション(現株式会社DGベンチャーズ)取締役副社長COO 2017年 6月 株式会社DK Gate取締役 2018年 5月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 グループCEO本部管掌 2018年 9月 株式会社Crypto Garage取締役 2019年12月 Digital Garage US, Inc. Director 2020年 4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 2021年 4月 株式会社DGベンチャーズ取締役 2021年 4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員 グループデータ戦略及びオープンネットワークラボ担当 兼 グループCEO本部グループデータ戦略部共同部長 2021年 6月 ナビプラス株式会社取締役 2021年 6月 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー取締役 2021年 6月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員マーケティングテクノロジー・セグメント管掌、マーケティング事業及びグループ情報セキュリティ(CISO)担当 兼 グループCEO本部グループデータ戦略部長 2021年12月 当社社外取締役就任 2022年 3月 株式会社電通サイエンスジャム取締役就任 2022年 4月 株式会社デジタルガレージ取締役 兼 上席執行役員CISO マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 グループ情報セキュリティ担当(現任) 2022年 6月 株式会社DGコミュニケーションズ代表取締役就任 2023年 6月 株式会社BI.Garage取締役CSO就任 2024年 4月 株式会社DGコミュニケーションズ代表取締役社長就任(現任) 2024年 6月 株式会社デジタルガレージ上席執行役員 CISO ロングタームインキュベーション・セグメント担当 2024年 6月 株式会社BI.Garage代表取締役社長就任(現任) 2024年10月 株式会社デジタルガレージ上席執行役員 ロングタームインキュベーション・セグメント担当(現任)</p>	(注) 3	-
-----	-------	--------------	--	-------	---

			2024年12月 当社社外取締役就任（現任）		
取締役（監査等委員）	都 賢治	1959年11月14日生	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所（現・税理士法人アルタス）設立 所長就任（現任） 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役就任（現任） 1992年9月 株式会社グロービス取締役就任 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任（現任） 2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任 2013年6月 株式会社グロービス監査役就任（現任） 2015年11月 税理士法人アルタス代表社員就任（現任） 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2017年6月 株式会社アシロ社外監査役就任 2018年6月 当社社外監査役就任 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 株式会社メディックス社外取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）4	-
取締役（監査等委員）	吉羽 真一郎	1973年11月4日生	2000年10月 弁護士登録 2011年10月 株式会社enish社外監査役就任 2015年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー就任（現任） 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締役（監査等委員）就任 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外監査役就任 2018年7月 株式会社キッズライン社外監査役就任 2019年3月 株式会社ハマイ社外監査役就任 2019年6月 フリユー株式会社社外監査役就任（現任） 2021年3月 株式会社ハマイ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年8月 株式会社ジグザグ社外監査役就任（現任） 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）4	-
取締役	松本 浩介	1967年6月2日生	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1994年1月 ファミリービズ株式会社取締役就任 1998年6月 時刻表情報サービス株式会社（現・株式会社JR東日本アイステ이션ズ）取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月 株式会社enish取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外取締役就任 2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就任（現任） 2018年9月 サイマックス株式会社取締役就任 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年12月 株式会社ジグザグ社外取締役就任（現任） 2024年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）4	14,600
計					1,245,400

- (注) 1. 取締役蓮見麻衣子及び田中将志は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)都賢治、吉羽真一郎及び松本浩介は、社外取締役であります。
3. 2024年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2024年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
営業第3統括・組織づくり本部担当執行役員	佐藤 亮平
営業第2統括・メディア第2統括担当執行役員	岡部 晃彦
テクノロジー・クリエイティブ本部担当執行役員	佐々木 空

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名（うち監査等委員は3名）であります。社外役員による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」の欄に記載のとおりです。

社外取締役の蓮見麻衣子は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得しており、会社の経営に関する豊富な知識とファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有しております。当該知見に基づき、経済情勢等を踏まえた適切かつ有意義な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、有限会社エバーリッチアセットマネジメントのファンドマネージャー、ニューラルグループ株式会社の社外取締役、LINEヤフー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。LINEヤフー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間に営業取引はありません。また社外取締役蓮見麻衣子は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

社外取締役の田中将志は、企業経営者や執行役員を歴任しており、マーケティング事業や経営管理に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。また、これらの経験・知見を活かして、2021年12月からの2年間、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対する非常に有益な助言を多数いただいていたことから、適任と判断し選任しております。なお、株式会社デジタルガレージの取締役兼 上席執行役員CISOマーケティングテクノロジー・セグメント管掌 グループ情報セキュリティ担当及び上席執行役員 ロングタームインキュベーション・セグメント担当、株式会社DGコミュニケーションズ及び株式会社BI Garageの代表取締役社長であります。株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当しております。これらと当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役田中将志の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の都賢治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な経験と知識に加えて、会社経営に長年携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。当該経験・知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として独立かつ客観的な視点から、当社の経営を監視し、的確な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、税理士法人アルタスの代表社員、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイルの社外監査役、株式会社グロービスの監査役、株式会社メディックスの社外取締役（監査等委員）であります。これらと当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役（監査等委員）都賢治の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通し、デジタルコンテンツ等のインターネットビジネスの専門的な経験と知識を有していることに加えて、上場企業の役員として、長年監査・監督に携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。当該経験・知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として独立かつ客観的な視点から、特に法律的な観点より当社の経営を監視し、的確な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、潮見坂総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ及び株式会社ハマイの社外取締役（監査等委員）、フリー株式会社及び株式会社ジグザグの社外監査役であります。潮見坂総合法律事務所は、当社との間で委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。フリー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏が社外取締役（監査等委員）を務めている株式会社ハマイは、2024年6月、公正取引委員会から、独占禁止法違反を理由として排除措置命令及び4億5,459万円の課徴金納付命令を受けました。同氏は監査等委員である取締役として、社内調査を実施し、再発防止策策定・実施への提言及び内部管理体制の強化・拡充を図っております。

社外取締役（監査等委員）の松本浩介は、長年企業経営者を歴任し培われてきた経営者として豊富な経験と知識を有しております。また、2018年より当社の社外取締役として、経営全般に関して適切かつ有益な助言を多数いただいております。当該経験・知識に基づき、今後は社外取締役（監査等委員）として当社の取締役会の業務執行を監督していただくことで、より一層当社のコーポレート・ガバナンスの強化にご貢献いただけることから、適任と判断し選任しております。なお、KLab株式会社、株式会社スタジオアタオ及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン及び株式会社ジグザグの社外取締役であります。これらと当社との間に営業取引はありません。また社外取締役松本浩介は当社株式を14,600株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役の選任に努めております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当者及び社外取締役（監査等委員）は、会計監査人と三者間ミーティングの場を設けて意見交換を行い、内部監査結果及び監査等委員監査結果の報告を行い、会計監査人に対して会計監査の過程で検出された事項について報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

さらに、内部監査や監査等委員監査及び内部統制に関する状況については、社外取締役（監査等委員）から取締役会へ共有を行うとともに、必要に応じて改善点の指摘等を実施することで牽制体制が有効となるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成されており、いずれも高い専門性を有する社外取締役であり、高い独立性を確保しております。原則、毎月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と役員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

当事業年度における各監査等委員の状況、監査等委員会の開催状況及び出席状況は以下の通りです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員	磯村奈穂 (戸籍名：田嶋奈穂)	12回	12回
監査等委員	都賢治	12回	11回
監査等委員	吉羽真一郎	12回	12回

当事業年度における具体的な検討内容としては、主に業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視、取締役会、役員会による経営判断の妥当性の評価、内部統制システムの整備・運用状況の監視を行い、必要に応じて社内の重要な会議への出席・助言、執行役員・内部監査室等への業務の執行状況のヒアリングを実施すること等を通じて内部統制上のリスクの把握・改善案の提示等を行ってまいりました。

また、内部監査室の担当者から内部監査結果のヒアリング及び改善事項等への助言、会計監査人からの会計監査に関するヒアリング等を実施してまいりました。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名より構成されており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行が法令、定款等に基づき行われているか監査を行うとともに、内部監査室及び会計監査人との意見交換等の連携を強化いたします。

なお、監査等委員である社外取締役都賢治は、税理士としての専門知識を有し、社外監査役の経験も豊富であります。監査等委員である社外取締役吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通していることから法律的側面から意見具申等を行っております。また、監査等委員である社外取締役松本浩介氏は、企業経営者としての豊富な経験・知識に加えて、2018年より当社の社外取締役として経営全般に関して適切かつ有益な助言を行っております。いずれの監査等委員である社外取締役も、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

内部監査の状況

当社は、当事業年度より、コーポレート・ガバナンスの体制強化のために、代表取締役直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室には担当者1名を配置しております。内部監査の結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

また、内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、四半期に一度監査等委員会に出席して報告をすることに加えて、必要に応じて監査等委員である取締役と意見交換を行い、監査等委員である取締役と協同して監査を実施する等の対応をいたします。内部監査の結果については、内部監査室が監査等委員及び監査法人との監査結果報告会に出席し意見交換を行っております。

内部監査の実効性を確保するための取組としては、内部監査室は、代表取締役への報告の他に、監査等委員会へ監査結果・活動内容の報告を行い、監査等委員会と連携をするとともに、内部監査の結果に特筆すべき事項があった場合には取締役会に報告することとし、実効性を確保するように努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 朽木 利宏
指定有限責任社員・業務執行社員 柏村 卓世

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士	7名
公認会計士試験合格者等	2名
その他	17名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、会計監査人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制、その他当社が属する業界理解度等を総合的に勘案の上で判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査等委員や経営者とのコミュニケーションなどを評価し、監査法人の職務遂行に問題がないかを判断いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	31,000	-	61,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31,000	-	61,300	-

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社の規模、業務内容、監査日数等を考慮して監査等委員会と協議の上、監査等委員会の同意を得て決定いたします。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性について総合的に勘案し、適正であると判断した場合には会社法第399条第1項の同意をいたします。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は各役員の報酬等の額については、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、金額を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額400,000千円以内(うち社外取締役分は年額50,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役3名)です。また当該報酬とは別枠で、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分は年額10,000千円以内)の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役3名)です。取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役3名)です。

当社は、2023年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下のとおり決議しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として算出して定めております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、株主総会で承認された限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として決定いたします。

また、当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に関して、代表取締役社長の高村彰典に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長高村彰典が決定しておりますが、決定に当た

ては事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで決定していることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	96,786	96,786	-	-	-	3
社外取締役	7,200	7,200	-	-	-	2
社外取締役(監査等委員)	16,800	16,800	-	-	-	3

(注) 取締役の員数は、無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)を除いております。なお、無報酬の取締役のうち1名は、2023年12月13日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役になります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のように考えております。

(純投資目的である投資株式)

時価の変動により利益を得ることを目的としており、短中期的に売買することを想定するものをいいます。なお、「純投資目的以外の目的である投資株式」に該当する株式を除きます。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

長期的には売却することが想定されるものの、業務提携などの事業上の必要に基づき保有する株式をいいます。なお、子会社株式、関連会社株式を除きます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有している純投資目的以外の目的である投資株式は、非上場株式であるため記載をしておりません。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	30,000	対象企業と当社は業務上の関係を有しており、今後の業務提携の強化を図るためであります。
非上場株式以外の株式	-	-	-

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応する事ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催する研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,365,645	528,651
受取手形及び売掛金	2,896,355	3,236,094
貯蔵品	970	972
その他	87,239	72,582
貸倒引当金	-	2,202,612
流動資産合計	4,350,210	1,635,687
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	59,992	54,845
減価償却累計額	32,850	4,170
建物附属設備(純額)	27,141	50,674
工具、器具及び備品	73,410	155,203
減価償却累計額	47,461	33,747
工具、器具及び備品(純額)	25,948	121,456
有形固定資産合計	53,090	172,130
無形固定資産		
のれん	246,030	184,523
ソフトウェア	29,986	16,792
顧客関連資産	98,455	67,451
その他	66,327	47,187
無形固定資産合計	440,799	315,954
投資その他の資産		
投資有価証券	48,732	29,048
繰延税金資産	38,497	44,249
敷金及び保証金	135,022	564,072
その他	34,839	21,364
投資その他の資産合計	257,091	658,733
固定資産合計	750,981	1,146,819
資産合計	5,101,192	2,782,507

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,910,754	708,411
短期借入金	-	850,000
1年内返済予定の長期借入金	108,000	108,000
契約負債	31,466	47,951
未払金	92,681	106,479
未払法人税等	118,919	110,154
未払消費税等	90,914	111,804
ポイント引当金	8,380	7,030
その他	98,550	127,891
流動負債合計	2,459,666	2,177,722
固定負債		
長期借入金	330,000	216,000
繰延税金負債	53,054	36,314
固定負債合計	383,054	252,314
負債合計	2,842,720	2,430,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	478,121	484,621
資本剰余金	478,121	484,621
利益剰余金	1,215,322	739,092
自己株式	32,647	32,739
株主資本合計	2,138,916	197,409
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,186	4,476
その他の包括利益累計額合計	2,186	4,476
新株予約権	117,368	150,584
純資産合計	2,258,471	352,470
負債純資産合計	5,101,192	2,782,507

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1 5,757,306	1 7,462,203
売上原価	3,235,862	4,560,856
売上総利益	2,521,443	2,901,347
販売費及び一般管理費	2 2,130,075	2 4,620,828
営業利益又は営業損失()	391,367	1,719,481
営業外収益		
ポイント収入額	3,158	3,430
助成金収入	14,500	9,112
敷金償却戻入益	5,077	-
受取返還金	-	4,000
雑収入	1,204	1,216
営業外収益合計	23,941	17,758
営業外費用		
投資事業組合運用損	923	1,377
支払利息	2,340	8,263
雑損失	0	704
営業外費用合計	3,263	10,345
経常利益又は経常損失()	412,045	1,712,067
特別損失		
減損損失	-	3 15,929
投資有価証券評価損	4 22,000	4 58,000
関係会社株式売却損	42,491	-
特別損失合計	64,491	73,929
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期 純損失()	347,553	1,785,997
法人税、住民税及び事業税	159,227	190,909
法人税等調整額	17,122	22,492
法人税等合計	142,105	168,417
当期純利益又は当期純損失()	205,448	1,954,414
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失()	205,448	1,954,414

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	205,448	1,954,414
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	869	2,290
その他の包括利益合計	869	2,290
包括利益	206,317	1,952,124
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	206,317	1,952,124

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	470,746	470,746	1,009,874	32,647	1,918,718	1,316	1,316	73,244	1,993,279
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	7,375	7,375			14,750				14,750
親会社株主に帰属する当期純利益			205,448		205,448				205,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						869	869	44,124	44,994
当期変動額合計	7,375	7,375	205,448	-	220,198	869	869	44,124	265,192
当期末残高	478,121	478,121	1,215,322	32,647	2,138,916	2,186	2,186	117,368	2,258,471

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	478,121	478,121	1,215,322	32,647	2,138,916	2,186	2,186	117,368	2,258,471
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	6,500	6,500			13,000				13,000
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,954,414		1,954,414				1,954,414
自己株式の取得				91	91				91
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,290	2,290	33,215	35,505
当期変動額合計	6,500	6,500	1,954,414	91	1,941,506	2,290	2,290	33,215	1,906,000
当期末残高	484,621	484,621	739,092	32,739	197,409	4,476	4,476	150,584	352,470

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	347,553	1,785,997
減価償却費	97,524	101,672
のれん償却額	73,419	61,507
投資事業組合運用損益(は益)	923	1,377
助成金収入	14,500	9,112
敷金償却戻入益	5,077	-
関係会社株式売却損益(は益)	42,491	-
株式報酬費用	44,124	33,215
支払利息	2,340	8,263
減損損失	-	15,929
投資有価証券評価損益(は益)	22,000	58,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	2,202,612
売上債権の増減額(は増加)	2,088,904	333,139
棚卸資産の増減額(は増加)	577	1
仕入債務の増減額(は減少)	1,469,923	1,202,343
未払金の増減額(は減少)	19,475	23,944
未払消費税等の増減額(は減少)	38,584	20,985
ポイント引当金の増減額(は減少)	6,840	1,350
契約負債の増減額(は減少)	8,852	16,484
その他	5,038	52,590
小計	18,556	735,359
利息の支払額	2,340	8,263
助成金の受取額	14,500	9,112
法人税等の支払額	101,220	199,371
法人税等の還付額	-	206
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,504	933,675
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	37,500
有形固定資産の取得による支出	2,161	169,289
無形固定資産の取得による支出	18,818	14,160
敷金及び保証金の差入による支出	4,556	431,275
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 456,341	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	³ 11,293	-
その他	50	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	470,533	652,226
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	850,000
長期借入れによる収入	540,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	102,000	1,114,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	14,750	13,000
その他	-	91
財務活動によるキャッシュ・フロー	452,750	748,908
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	88,287	836,993
現金及び現金同等物の期首残高	1,453,932	1,365,645
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,365,645	¹ 528,651

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において、取引先に対する売掛金の入金遅延に伴い、貸倒引当金繰入額 2,202,612千円を計上いたしました。多額の営業損失を計上した結果、純資産が352,470千円となり、前連結会計年度末と比べ、1,906,000千円減少しております。

また、当社グループは、株式会社りそな銀行からの借入金に関して、借入に関する事実経緯等も踏まえ、返済条件等に関する協議を実施した結果、2024年5月29日に任意の期限前弁済を行っております。

このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が生じていると認識しております。

当社グループは、このような状況を早期に解消すべく、以下のとおり対応を進めてまいります。

事業収益の拡大

当社グループは、当連結会計年度において、過去最高の売上高を計上しております。成長率の高いソーシャルメディアマーケティング市場において、現在も業績を伸ばしておりますが、更なる売上成長を図るために、当社グループの強みであるインフルエンサーを活用したマーケティング手法を中心に、新たな事業開発等に取り組むことにより、企業価値を向上させ継続的に成長を続けていくように努めて参ります。

財務基盤の安定

当社グループでは、複数の金融機関から長短期の借入を実施しており、当社グループの現在の財政状態を踏まえた上でも、継続的にご支援いただける可能性は高いものと考えております。

また、さらなる財政状態の改善を企図して、資金調達についても具体的な協議を進めていることから、財務面での安定は達成できるものと考えております。

このように、当社グループの成長性は非常に高いと考えているものの、資金調達については、金融機関や主要株主との協議を行いながら進めている途上であり、協議の進展によっては今後の資金繰りに影響を及ぼす可能性があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社ソーシャルベース

株式会社BuzzJob

株式会社WithLIVE

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、株式会社WithLIVEは決算日を12月31日から9月30日に変更しております。この決算期変更により、当連結会計年度は2023年10月1日から2024年9月30日までの12か月間を連結しておりますが、連結財務諸表への影響はありません。

なお、当該変更に伴い、すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他の有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(3～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、売上債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上しております。

ロ ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

() SMM事業

・インフルエンサーサービス

インフルエンサーサービスの主な履行義務は、最適なインフルエンサーを起用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・SNSアカウント運用

SNSアカウント運用の主な履行義務は、顧客の公式SNSアカウントの運用を代行することであり、当該履行義務は、SNSアカウントの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

・インターネット広告販売

インターネット広告販売における収益は、主に広告配信及び広告制作収入からなります。インターネット広告配信の主な履行義務は、広告の配信をソーシャルメディアを中心として行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。広告制作収入の主な履行義務は、広告に係る制作物を提供することであり、当該履行義務は、制作物の納品時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

() HR事業

HR事業における主な履行義務は、当社が蓄積してきたSNSマーケティングの知見を活かして顧客が求める適切な人材を紹介することであり、当該履行義務は、当社から紹介した人材が顧客企業に入社した時点で収益を認識しております。

() ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業における主な履行義務は、アーティストとユーザーがオンライン上でトークができるプラットフォームの提供であり、アプリ内で購入したポイントを使用し、オンライントークを利用できるサービスとなっております。当該履行義務は、ユーザーがポイントを利用した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、5年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	246,030千円	184,523千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、前連結会計年度において株式会社WithLIVEの発行済全株式を取得し、連結子会社としております。当該企業結合により識別したのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の要否を判定します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、認識されたのれんについて、事業計画を用いた将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損不要と判断しております。

主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長率です。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込みは、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高等の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、国際財務報告基準第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、国際財務報告基準第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、国際財務報告基準第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、国際財務報告基準第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(追加情報)

(債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて)

当社グループが、2023年4月よりアフィリエイト広告の代理販売を実施しておりました取引先より、2023年12月に売掛金の入金が遅れる旨の通知がありました。その後、売掛金の一部入金があったものの、当該取引先及び連帯保証先からの売掛金残高の入金が無い状態が続いており、取立不能又は取立遅延のおそれが生じております。当社は、当該取引先からの売掛金回収の金額と時期に不確実性が存在することから、当該取引先に対する当期末時点の債権金額2,202,612千円に対して、全額貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上しております。

なお、上記債権については、法的手続きを含めた様々な手段を用いて回収努力を続けて参ります。

(連結貸借対照表関係)

顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
受取手形	36,414千円	-千円
売掛金	2,859,941	3,236,094

(連結損益計算書関係)

1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
減価償却費	96,488千円	95,664千円
給料及び手当	842,949	952,886
ポイント引当金繰入額	40,043	30,601
のれん償却額	73,419	61,507
貸倒引当金繰入額	-	2,202,612

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業	用途	場所	種類	金額(千円)
新規事業開発	事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウェア	15,929

減損損失の認識に至った経緯

当社グループの事業用資産については、回収可能性が認められないと判断したため減損損失として計上しております。

資産のグルーピングの方法

事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。

回収可能価額の算出方法

当連結会計年度において減損要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。ただし上記資産については営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損処理しております。

4 投資有価証券評価損

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当社グループが保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社グループが保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	869 千円	2,290 千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	869	2,290
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	869	2,290
その他の包括利益合計	869	2,290

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	3,917,100	70,500	-	3,987,600
合計	3,917,100	70,500	-	3,987,600
自己株式				
普通株式	13,459	-	-	13,459
合計	13,459	-	-	13,459

（注）普通株式の発行済株式総数の増加70,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	117,368
合計		-	-	-	-	-	117,368

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	3,987,600	49,500	-	4,037,100
合計	3,987,600	49,500	-	4,037,100
自己株式				
普通株式（注2）	13,459	46	-	13,505
合計	13,459	46	-	13,505

- （注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加49,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	150,584
合計		-	-	-	-	-	150,584

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）	当連結会計年度 （自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
現金及び預金勘定	1,365,645千円	528,651千円
現金及び現金同等物	1,365,645	528,651

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

株式の取得により新たに株式会社Wi thLIVEを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	257,705	千円
固定資産	232,321	千円
のれん	307,538	千円
流動負債	125,581	千円
固定負債	71,983	千円
株式の取得価額	600,000	千円
現金及び現金同等物	143,658	千円
差引：取得のための支出	456,341	千円

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

株式の売却によりスタイル・アーキテクト株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による収入との関係は次のとおりであります。

流動資産	25,173	千円
固定資産	53,244	千円
流動負債	5,926	千円
固定負債	-	千円
関係会社株式売却損	42,491	千円
株式の売却価額	30,000	千円
現金及び現金同等物	18,706	千円
差引：売却による収入	11,293	千円

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

建物附属設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
1年内	-	117,018
1年超	-	165,775
合計	-	282,793

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。また、営業目的及び事業戦略上の投資資金の調達には、資金需要の特性、金融市場環境、長期及び短期の償還期間等を総合的に勘案し、銀行借入により行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

敷金及び保証金のうち、オフィスの賃借に伴うものについては、差入先の信用リスクに晒されております。一方、敷金及び保証金のうち供託金については、訴訟による仮差押さえ及び前払式特定取引前受金の保全措置として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておられません。

長期借入金は、主に営業目的及び事業戦略上の投資資金調達のためのものでありますが、支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	135,022	132,765	2,256
資産計	135,022	132,765	2,256
長期借入金	438,000	436,444	1,555
負債計	438,000	436,444	1,555

- 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「契約負債」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- 「敷金及び保証金」については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額 20,732千円）についても記載を省略しております。
- 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	100,941	-	-	17,441

「敷金及び保証金」のうち供託金16,639千円については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

6. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	108,000	114,000	108,000	108,000	-	-

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	564,072	539,302	24,769
資産計	564,072	539,302	24,769
長期借入金	324,000	318,144	5,855
負債計	324,000	318,144	5,855

- 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「契約負債」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- 「敷金及び保証金」については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(連結貸借対照表計上額 29,048千円)についても記載を省略しております。
- 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
敷金及び保証金	1,749	-	-	146,091

「敷金及び保証金」のうち供託金416,231千円については、訴訟による仮差押さえ及び前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

6. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
長期借入金	108,000	108,000	108,000	-	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	132,765	-	132,765
資産計	-	132,765	-	132,765
長期借入金	-	436,444	-	436,444
負債計	-	436,444	-	436,444

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	539,302	-	539,302
資産計	-	539,302	-	539,302
長期借入金	-	318,144	-	318,144
負債計	-	318,144	-	318,144

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

また「敷金及び保証金」のうち供託金については、訴訟による仮差押さえ及び前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なこと、かつ信用リスクが僅少であることから、割引率をゼロとして現在価値を算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額48,732千円)は、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額29,048千円)は、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

投資有価証券について22,000千円(その他有価証券で市場価格のない株式)の減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、連結会計年度末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

投資有価証券について58,000千円(その他有価証券で市場価格のない株式)の減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、連結会計年度末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売費及び一般管理費	44,124	33,215

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名	当社従業員 50名	当社取締役 2名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 650,000株	普通株式 78,500株	普通株式 47,500株
付与日	2014年3月4日	2016年9月30日	2018年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年3月4日から 2024年3月3日まで	2018年9月30日から 2026年9月29日まで	2020年6月1日から 2028年5月24日まで

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社執行役員 5名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社執行役員 7名 当社従業員 11名	当社取締役 1名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 30,400株	普通株式 44,500株	普通株式 8,000株
付与日	2020年10月14日	2021年6月16日	2022年1月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年10月15日から 2030年9月15日まで	2024年6月17日から 2031年5月11日まで	2025年1月13日から 2031年12月10日まで

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 12名	当社取締役 5名 当社執行役員 3名 当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49,000株	普通株式 53,000株
付与日	2022年3月16日	2023年5月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2025年3月17日から 2032年2月11日まで	2026年6月1日から 2033年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ス トック・オ プション	第2回ス トック・オ プション	第3回ス トック・オ プション	第4回ス トック・オ プション	第5回ス トック・オ プション	第6回ス トック・オ プション	第7回ス トック・オ プション	第8回ス トック・オ プション
権利確定前（株）								
前連結会計年 度末	-	-	-	26,800	34,500	8,000	43,500	52,000
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	1,000	-	1,000	3,000
権利確定	-	-	-	26,800	33,500	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	8,000	42,500	49,000
権利確定後（株）								
前連結会計年 度末	44,500	4,000	22,900	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	26,800	33,500	-	-	-
権利行使	44,500	-	5,000	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	4,000	17,900	26,800	33,500	-	-	-

単価情報

	第1回ス トック・オ プション	第2回ス トック・オ プション	第3回ス トック・オ プション	第4回ス トック・オ プション	第5回ス トック・オ プション	第6回ス トック・オ プション	第7回ス トック・オ プション	第8回ス トック・オ プション
権利行使価格（円）	200	300	820	3,650	2,275	1,069	1,101	1,375
行使時平均株価（円）	2,331	-	1,763	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 （円）	-	-	-	2,357	1,292	524	646	784

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

7,686千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

101,610千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,711千円	8,962千円
一括償却資産	3,501	517
減価償却超過額	16,944	11,272
未確定債務	8,165	23,340
ポイント引当金	2,566	2,152
投資有価証券評価損	6,737	24,499
株式報酬費用	14,739	17,764
税務上の繰越欠損金	16,103	14,594
資産除去債務	433	1,111
貸倒引当金	-	674,545
その他	1,455	1,274
繰延税金資産小計	79,358	780,036
評価性引当額	38,097	732,447
繰延税金資産合計	41,261	47,588
繰延税金負債との相殺	2,763	3,339
繰延税金資産の純額	38,497	44,249
繰延税金負債		
顧客関連資産	34,055	23,331
その他	21,762	16,322
繰延税金負債合計	55,818	39,653
繰延税金資産との相殺	2,763	3,339
繰延税金負債の純額	53,054	36,314

(注) 評価性引当額の変動の主な要因は、貸倒引当金にかかる評価性引当額の増加によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.62%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.33	-
評価性引当額の増減	4.11	-
のれん償却額	6.47	-
子会社株式売却損	2.73	-
税額控除	5.86	-
その他	0.95	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.89	-

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業		
一時点で移転される財	2,698,236	299,058	61,718	3,059,013
一定の期間にわたり移転される財	2,698,292	-	-	2,698,292
外部顧客への売上高	5,396,529	299,058	61,718	5,757,306

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、D2C事業、HR事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業		
一時点で移転される財	3,359,010	350,299	89,411	3,798,722
一定の期間にわたり移転される財	3,663,481	-	-	3,663,481
外部顧客への売上高	7,022,492	350,299	89,411	7,462,203

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業、新規事業開発を含んでおります。

2 当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「ライブ配信プラットフォーム事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 受取手形及び売掛金	697,191	2,896,355
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 受取手形及び売掛金	2,896,355	3,236,094
契約負債(期首残高)	2,831	31,466
契約負債(期末残高)	31,466	47,951

契約負債は、主に顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度において契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加によるものであります。なお、前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,831千円であります。

当連結会計年度において契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加によるものであります。なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、31,466千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「SMM事業」を主な事業とし、これに加えて「ライブ配信プラットフォーム事業」及び「HR事業」を新規投資事業として位置付けております。当社グループはこれらを基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「SMM事業」及び「ライブ配信プラットフォーム事業」を報告セグメントとしております。

当連結会計年度より、従来「その他」としておりました「ライブ配信プラットフォーム事業」の量的な重要性が増したため、報告セグメントへ記載する方法に変更いたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であり、報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	SMM事業	ライブ配信 プラット フォーム事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,396,529	299,058	5,695,588	61,718	5,757,306	-	5,757,306
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	220	1,300	1,520	95	1,615	1,615	-
計	5,396,749	300,358	5,697,108	61,813	5,758,921	1,615	5,757,306
セグメント利益又は 損失()	1,172,496	8,024	1,164,472	429	1,164,042	772,674	391,367
セグメント資産	2,882,661	513,512	3,396,173	3,563	3,399,737	1,701,455	5,101,192
その他の項目							
減価償却費	2,885	52,794	55,680	-	55,680	41,844	97,524
のれんの償却額	11,912	61,507	73,419	-	73,419	-	73,419
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	28,980	516,101	545,082	-	545,082	30,396	575,478

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、D2C事業、HR事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 772,674千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,701,455千円は、セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金)であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	SMM事業	ライブ配信 プラット フォーム事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,022,492	350,299	7,372,791	89,411	7,462,203	-	7,462,203
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	100	2,083	2,183	4,220	6,403	6,403	-
計	7,022,592	352,382	7,374,974	93,631	7,468,606	6,403	7,462,203
セグメント利益又は 損失（ ）	1,494,717	27,941	1,522,658	71,944	1,450,713	3,170,195	1,719,481
セグメント資産	994,740	400,515	1,395,255	10,779	1,406,034	1,376,472	2,782,507
その他の項目							
減価償却費	3,487	50,643	54,131	4,467	58,598	43,073	101,672
のれんの償却額	-	61,507	61,507	-	61,507	-	61,507
減損損失	-	-	-	15,929	15,929	-	15,929
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	14,494	-	14,494	15,991	30,486	159,569	190,055

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業、新規事業開発を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 3,170,195千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,376,472千円は、セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 「その他」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度においては15,929千円であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社サイバーエージェント	1,199,106	SMM事業

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社サイバーエージェント	1,461,228	SMM事業、その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「セグメント情報」の「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の「その他の項目」に記載をしているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	11,912	61,507	-	-	73,419
当期末残高	-	246,030	-	-	246,030

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	61,507	-	-	61,507
当期末残高	-	184,523	-	-	184,523

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,369,426	Ameba事業 インターネット広告事業 スマートフォンゲーム事業 その他メディア事業 投資育成事業	(被所有) 直接 15.1	広告取引等・当社サービスの販売等	広告売上取引(注)	1,199,106	売掛金	134,228
							広告媒体の仕入取引(注)	233,067	買掛金	75,961

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,440,369	Ameba事業 インターネット広告事業 スマートフォンゲーム事業 その他メディア事業 投資育成事業	(被所有) 直接 14.9	広告取引等・当社サービスの販売等	広告売上取引(注)	1,457,614	売掛金	289,799
							HR事業売上取引(注)	3,614		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社CyberOwl	東京都渋谷区	120,000	ライフスタイルメディア事業	-	広告取引等	広告売上取引(注)	238,353	売掛金	71,226

(注) 当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	538円76銭	50円18銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	52円06銭	488円27銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	51円09銭	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	205,448	1,954,414
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純 損失()(千円)	205,448	1,954,414
普通株式の期中平均株式数(株)	3,946,070	4,002,745
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	75,312	-
(うち新株予約権(株))	(75,312)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2020年9月16日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 268個 (普通株式 26,800株)</p> <p>2021年5月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 345個 (普通株式 34,500株)</p> <p>2021年12月15日開催の取締役会決議による第6回新株予約権 新株予約権の数 80個 (普通株式 8,000株)</p> <p>2022年2月9日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 新株予約権の数 435個 (普通株式 43,500株)</p> <p>2023年5月10日開催の取締役会決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 520個 (普通株式 52,000株)</p>	<p>2020年9月16日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 268個 (普通株式 26,800株)</p> <p>2021年5月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 335個 (普通株式 33,500株)</p> <p>2022年2月9日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 新株予約権の数 425個 (普通株式 42,500株)</p> <p>2023年5月10日開催の取締役会決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 490個 (普通株式 49,000株)</p>

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	850,000	1.625	2025年2月
1年以内に返済予定の長期借入金	108,000	108,000	0.45	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	330,000	216,000	0.45	2025年~2027年
合計	438,000	1,174,000	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年毎の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	108,000	108,000	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,056,371	3,850,757	5,725,824	7,462,203
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失()(千円)	277,136	1,808,989	1,809,283	1,785,997
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()(千円)	175,632	1,966,480	1,981,641	1,954,414
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	44.19	493.58	495.94	488.27

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	44.19	536.32	3.77	6.77

(注) 第3四半期に係る四半期報告書は提出していませんが、第3四半期に係る各数値については金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,087,468	300,931
受取手形	36,414	-
売掛金	2,780,504	3,154,922
貯蔵品	970	972
前渡金	3,372	6,712
前払費用	68,681	51,825
関係会社短期貸付金	10,000	10,000
その他	10,562	17,063
貸倒引当金	-	2,202,612
流動資産合計	3,997,973	1,339,814
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	45,992	40,845
減価償却累計額	31,208	1,590
建物附属設備(純額)	14,783	39,254
工具、器具及び備品	66,506	148,004
減価償却累計額	45,715	31,039
工具、器具及び備品(純額)	20,791	116,965
有形固定資産合計	35,574	156,219
無形固定資産		
ソフトウェア	24,696	15,253
ソフトウェア仮勘定	3,410	-
無形固定資産合計	28,107	15,253
投資その他の資産		
関係会社株式	642,500	642,500
投資有価証券	48,732	29,048
関係会社長期貸付金	10,000	-
繰延税金資産	37,584	43,244
敷金及び保証金	100,941	523,125
その他	34,839	21,364
関係会社貸倒引当金	10,000	-
投資その他の資産合計	864,597	1,259,282
固定資産合計	928,279	1,430,755
資産合計	4,926,253	2,770,569

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,872,156	674,603
短期借入金	-	1,052,000
1年内返済予定の長期借入金	108,000	108,000
未払金	88,376	102,637
未払費用	64,691	100,689
未払法人税等	107,406	87,151
契約負債	704	3,474
預り金	19,992	12,655
ポイント引当金	8,380	7,030
その他	83,250	93,218
流動負債合計	2,352,957	2,241,461
固定負債		
長期借入金	330,000	216,000
固定負債合計	330,000	216,000
負債合計	2,682,957	2,457,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	478,121	484,621
資本剰余金		
資本準備金	478,121	484,621
資本剰余金合計	478,121	484,621
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,200,146	778,455
利益剰余金合計	1,200,146	778,455
自己株式	32,647	32,739
株主資本合計	2,123,740	158,046
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,186	4,476
評価・換算差額等合計	2,186	4,476
新株予約権	117,368	150,584
純資産合計	2,243,295	313,107
負債純資産合計	4,926,253	2,770,569

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
売上高	5,349,156	7,043,351
売上原価	3,224,037	4,616,932
売上総利益	2,125,118	2,426,419
販売費及び一般管理費	¹ 1,704,249	¹ 4,200,082
営業利益又は営業損失()	420,868	1,773,662
営業外収益		
ポイント収入額	3,158	3,430
助成金収入	3,250	730
敷金償却戻入益	5,077	-
受取返還金	-	4,000
雑収入	1,276	1,330
営業外収益合計	12,763	9,490
営業外費用		
投資事業組合運用損	923	1,377
支払利息	2,340	9,147
雑損失	0	704
営業外費用合計	3,263	11,229
経常利益又は経常損失()	430,368	1,775,401
特別損失		
減損損失	-	15,929
投資有価証券評価損	² 22,000	² 58,000
関係会社株式売却損	³ 73,439	-
特別損失合計	95,439	73,929
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	334,929	1,849,331
法人税、住民税及び事業税	118,518	134,930
法人税等調整額	259	5,659
法人税等合計	118,259	129,270
当期純利益又は当期純損失()	216,669	1,978,601

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		2,920,151	90.6	4,250,185	92.1
労務費		32,597	1.0	43,295	0.9
経費		271,288	8.4	323,451	7.0
当期売上原価		3,224,037	100.0	4,616,932	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
業務委託費(千円)	222,027	268,179
システム原価(千円)	42,228	42,152

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	470,746	470,746	470,746	983,476	983,476	32,647	1,892,320
当期変動額							
新株の発行	7,375	7,375	7,375				14,750
当期純利益				216,669	216,669		216,669
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	7,375	7,375	7,375	216,669	216,669	-	231,419
当期末残高	478,121	478,121	478,121	1,200,146	1,200,146	32,647	2,123,740

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,316	1,316	73,244	1,966,881
当期変動額				
新株の発行				14,750
当期純利益				216,669
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	869	869	44,124	44,994
当期変動額合計	869	869	44,124	276,413
当期末残高	2,186	2,186	117,368	2,243,295

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	478,121	478,121	478,121	1,200,146	1,200,146	32,647	2,123,740
当期変動額							
新株の発行	6,500	6,500	6,500				13,000
当期純損失（ ）				1,978,601	1,978,601		1,978,601
自己株式の取得						91	91
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	6,500	6,500	6,500	1,978,601	1,978,601	91	1,965,693
当期末残高	484,621	484,621	484,621	778,455	778,455	32,739	158,046

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,186	2,186	117,368	2,243,295
当期変動額				
新株の発行				13,000
当期純損失（ ）				1,978,601
自己株式の取得				91
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,290	2,290	33,215	35,505
当期変動額合計	2,290	2,290	33,215	1,930,187
当期末残高	4,476	4,476	150,584	313,107

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において、取引先に対する売掛金の入金遅延に伴い、貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上いたしました。多額の営業損失を計上した結果、純資産が313,107千円となり、前事業年度末と比べ、1,930,187千円減少しております。

また、当社は、株式会社りそな銀行からの借入金に関して、借入に関する事実経緯等も踏まえ、返済条件等に関する協議を実施した結果、2024年5月29日に任意の期限前弁済を行っております。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が生じていると認識しております。

当社は、このような状況を早期に解消すべく、以下のとおり対応を進めてまいります。

事業収益の拡大

当社は、当事業年度において、過去最高の売上高を計上しております。成長率の高いソーシャルメディアマーケティング市場において、現在も業績を伸ばしておりますが、更なる売上成長を図るために、当社の強みであるインフルエンサーを活用したマーケティング手法を中心に、新たな事業開発等に取り組むことにより、企業価値を向上させ継続的に成長を続けていくように努めて参ります。

財務基盤の安定

当社では、複数の金融機関から長短期の借入を実施しており、当社の現在の財政状態を踏まえた上でも、継続的にご支援いただける可能性は高いものと考えております。

また、さらなる財政状態の改善を企図して、資金調達についても具体的な協議を進めていることから、財務面での安定は達成できるものと考えております。

このように、当社の成長性は非常に高いと考えているものの、資金調達については、金融機関や主要株主との協議を行いながら進めている途上であり、協議の進展によっては今後の資金繰りに影響を及ぼす可能性があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、売上債権の取立不能又は取立遅延のおそれが発生したことから、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上しております。

(2) ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

SMM事業

インフルエンサーサービス

インフルエンサーサービスの主な履行義務は、最適なインフルエンサーを起用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

SNSアカウント運用

SNSアカウント運用の主な履行義務は、顧客のSNS公式アカウントの運用を代行することであり、当該履行義務は、SNSアカウントの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

インターネット広告販売

インターネット広告販売における収益は、主に広告配信及び広告制作収入からなります。インターネット広告配信の主な履行義務は、広告の配信をソーシャルメディアを中心として行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。広告制作収入の主な履行義務は、広告に係る制作物を提供することであり、当該履行義務は、制作物の納品時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	642,500千円	642,500千円
関係会社短期貸付金	10,000千円	10,000千円
関係会社長期貸付金	10,000千円	- 千円
関係会社貸倒引当金(固定)	10,000千円	- 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内に取得原価までの回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しています。また、関係会社への貸付金の評価にあたっては財政状態及び経営成績等に応じて貸倒懸念債権に分類された貸付金については、財務内容評価法に基づき評価しております。

主要な仮定

関係会社株式の評価における主要な仮定は、過年度実績や将来成長見込等を勘案した予測売上及び営業損益であります。また、貸倒懸念債権として区分された貸付金については財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性を考慮した上で、支払能力を総合的に判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度以降に業績の悪化等により関係会社株式及び関係会社貸付金の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて)

当社が、2023年4月よりアフィリエイト広告の代理販売を実施しておりました取引先より、2023年12月に売掛金の入金が遅れる旨の通知がありました。その後、売掛金の一部入金があったものの、当該取引先及び連帯保証先からの売掛金残高の入金が無い状態が続いており、取立不能又は取立遅延のおそれが生じております。当社は、当該取引先からの売掛金回収の金額と時期に不確実性が存在することから、当該取引先に対する当期末時点の債権金額2,202,612千円に対して、全額貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上しております。

なお、上記債権については、法的手続きを含めた様々な手段を用いて回収努力を続けて参ります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
流動資産		
売掛金	68千円	- 千円
立替金	6,432	9,078
未収入金	189	331
流動負債		
買掛金	19,626	23,064
短期借入金	-	202,000
未払金	-	4,673

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.4%、当事業年度3.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.6%、当事業年度97.0%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
減価償却費	41,868千円	43,281千円
給料及び手当	709,106	799,407
ポイント引当金繰入額	40,043	30,601
貸倒引当金繰入額	-	2,202,612

2 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施しております。

3 関係会社株式売却損

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

連結子会社であったスタイル・アーキテクト株式会社の全株式を譲渡したことにより、「関係会社株式売却損」73,439千円を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年9月30日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 642,500千円)は、市場価格のない株式等のため時価を記載しておりません。

当事業年度(2024年9月30日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 642,500千円)は、市場価格のない株式等のため時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,777千円	6,778千円
一括償却資産	2,947	207
減価償却超過額	15,212	9,472
未確定債務	8,101	23,340
ポイント引当金	2,566	2,152
投資有価証券評価損	6,737	24,499
株式報酬費用	14,739	17,764
資産除去債務	-	431
貸倒引当金	-	674,545
関係会社株式評価損	12,249	15,312
関係会社貸倒引当金	3,062	-
その他	878	1,195
繰延税金資産小計	74,273	775,700
評価性引当額	36,688	732,456
繰延税金資産合計	37,584	43,244
繰延税金資産の純額	37,584	43,244

(注) 評価性引当額の変動の主な要因は、貸倒引当金にかかる評価性引当額の増加によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.62%	- %
(調整)		
住民税均等割	0.16	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.56	-
評価性引当額の増減	3.29	-
税額控除	6.06	-
その他	0.26	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.31	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物附属設備	45,922	40,845	45,992	40,845	1,590	16,374	39,254
工具、器具及び備品	66,506	118,002	36,504	148,004	31,039	21,829	116,965
有形固定資産計	112,498	158,847	82,496	188,849	32,630	38,203	156,219
無形固定資産							
ソフトウェア	106,391	17,571	23,009 (15,929)	100,954	85,700	11,085	15,253
ソフトウェア仮勘定	3,410	13,341	16,751	-	-	-	-
無形固定資産計	109,802	30,912	39,761	100,954	85,700	11,085	15,253

(注) 1. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備	オフィス移転	40,845 千円
工具、器具及び備品	オフィス移転に伴う備品及びパソコン購入	118,002 千円
ソフトウェア	主にクリエイターと企業のマッチングサービスである DETEKURUとインフルエンサーと企業のマッチングサービスで あるpickkaの新規開発(いずれも商用利用)	17,571 千円
ソフトウェア仮勘定	主にクリエイターと企業のマッチングサービスである DETEKURUとインフルエンサーと企業のマッチングサービスで あるpickkaの新規開発(いずれも商用利用)	13,341 千円

2. 「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	DETEKURUの当初計画対比で事業進捗が遅延していることや今 後の収益計画等を踏まえ、ソフトウェア資産における将来の 回収可能性を検討した結果、当該資産の全額減損をおこなっ た。	15,929 千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	16,751 千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	2,215,864	-	13,251	2,202,612
関係会社貸倒引当金(固定)	10,000	-	-	10,000	-
ポイント引当金	8,380	7,030	8,380	-	7,030

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収に伴う減少額であります。

2. 関係会社貸倒引当金(固定)の「当期減少額(その他)」は、資本振替に伴う減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）2023年12月14日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2023年12月14日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出

（第19期第2四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月15日関東財務局長に提出

(4)四半期報告書の訂正報告書及び確認書

（第19期第2四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月17日関東財務局長に提出

(5)臨時報告書

2024年5月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（取立不能又は取立遅延のおそれ）に基づく臨時報告書であります。

2024年11月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月27日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏村 卓世

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上したことにより、多額の営業損失を計上しており、その結果純資産が前連結会計年度末と比べ1,906,000千円減少し、352,470千円となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社グループは、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサーを自社会員として組織化し、会員に対しクライアント企業の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供しており、その感想を会員がソーシャルメディア上で発信することで、情報を目にした消費者にクライアント企業の商品・サービス等の価値を伝えるという、マーケティング活動の支援を行っている。</p> <p>（セグメント情報等）【セグメント情報】に記載の通り、当連結会計年度における当社グループの外部顧客への売上高は7,462,203千円である。うち、SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）の売上高は7,022,492千円であり、当該金額は主として株式会社サイバー・バズの売上高により構成されている。</p> <p>SMM事業の外部顧客への売上高は顧客との契約条件の達成時点において認識されるが、販売管理システムへのサービス提供情報の登録誤り等により期間帰属を誤るリスクが存在する。また、連結会計年度未付近に取引が増加する傾向があり、期末月は期間帰属を誤るリスクが相対的に高くなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMM事業に係る収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人はSMM事業に係る収益認識の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益認識に関連する内部統制の有効性を評価するため、受注及び売上計上に関する業務プロセスを理解するとともに、特に販売管理部門による仕入先からの広告・マーケティングサービス提供完了連絡の確認の上で売上が計上される統制等について、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・取引先別の売上計上額の月次推移分析を実施し、期末月の売上高の増減状況を確認した。 ・期末月の売上高のうち、金額的重要性が大きい取引及び受注から売上計上までの期間が短い取引について、取引先への取引確認手続を実施し、サービス提供が完了していることを確認した。 ・決算日における売掛金残高から抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続を実施し、差異がある場合、差異の原因を質問するとともに、顧客から入手した納品確認メール等の証憑と突合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイバー・バズの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サイバー・バズが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は当該開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏村 卓世

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月1日から2024年9月30日までの事業年度に貸倒引当金繰入額2,202,612千円を計上したことにより、多額の営業損失を計上しており、その結果純資産が前事業年度末と比べ1,930,187千円減少し、313,107千円となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場

合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。